

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

2022年11月号 (Vol.13)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

### 観光業におけるマスク着用拒否への対応

I. はじめに

II. 宿泊業

III. 飲食業

IV. 公共交通機関

V. 旅行業

VI. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 高宮 雄介

TEL. 03 6266 8744

yusuke.takamiya@mhm-global.com

弁護士 水口 あい子

TEL. 03 6266 8740

aiko.mizuguchi@mhm-global.com

弁護士 相原 海斗

TEL. 03 5220 1830

kaito.aihara@mhm-global.com

弁護士 藤井 祐輔

TEL. 03 6266 8943

yusuke.fujii@mhm-global.com

#### I. はじめに

2022年10月11日から観光需要喚起のための「全国旅行支援」が開始され、既に全国で実施されています。この「全国旅行支援」は、各都道府県が主体となり、交通付旅行商品の場合には8,000円を上限として、また、交通付旅行商品以外の旅行の場合には5,000円を上限として、旅行代金総額から40%の割引が行われる制度となっています。既にいくつかの都道府県では、配分された「全国旅行支援」の予算が枯渇し、現時点で実施を停止しているところもありますが、今後再度予算が分配されたり、「全国旅行支援」の第2弾が実施されたりするなど、再開の可能性がある旨も報道されています。

さらに、2022年10月11日から日本入国時の水際対策についての大幅な緩和がなされ、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種証明書又は出国前72時間以内の検査証明書を検疫所に提示した場合、原則入国時検査・待機期間・入国者人数の上限の各種制限も撤廃されました。

これらの規制緩和や不安の影響により、国内外の観光客が大幅に増加している傾向にあり、コロナ禍で閑散としていた観光地が再び賑わいを見せ始めています。他方で、観光客のマスク着用の取り扱いについて、トラブルが生じたり問題になったりするケースも増えています。

現状、厚生労働省が発表しているマスクに関する原則ルールは、屋外では人との距離(2m程度)が保てず会話をする場合を除き原則としてマスクの着用は不要とされ、屋内では距離が確保でき会話をほとんど行わない場合を除きマスクの着用が推奨されています。

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

一方、マスク着用が推奨されている状況下で、観光客がそれを拒否した場合に、事業者側がどのような対応をとることができるかについては、統一的なルールがないために対応に苦慮することが少なくなく、現にトラブルに発展する場面も散見されます。

本稿では、以上のような点を踏まえ、観光客がマスクの着用を拒んだ場合における事業者の対応に関する法令上の根拠の有無や約款における対応の可能性について簡単に紹介します。

### II. 宿泊業

#### 1. 現在の法規制

##### (1) 旅館業法、東京都旅館業法施行条例及びモデル宿泊約款について<sup>1</sup>

旅館業法 5 条は、原則として旅館業を営む者は客の宿泊を拒んではならないとされており、例外的に同条 1 号ないし 3 号の各要件に該当する場合に限り宿泊拒否ができることとされています。まず、同条 1 号には「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。」に宿泊拒否ができる旨が規定されています。新型コロナウイルス感染症に罹患しているか否かは外見上判断することは困難ですので、マスク未着用又は着用拒否自体をもって、かかる規定を根拠に当該客の宿泊を拒否することはできないと考えられます。

他方で、同条 3 号では「宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。」と規定されているところ、代表的な東京都の条例には、「宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。」(東京都旅館業法施行条例 5 条 2 項)と規定されています。また、観光庁が公表しているモデル宿泊約款<sup>2</sup> (以下「モデル宿泊約款」といいます。)にも同様の規定が置かれています。この点、マスクの未着用を指摘されたものの、それに従わず大声で抵抗し、他の宿泊者が適切に旅行サービスを受けることができなくなるような場合等であれば、「宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき」(東京都旅館業法施行条例 5 条 2 項)に該当する可能性があります。その際、さらに従業員等を威迫するような言動をとった場合には、「宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。」(モデル宿泊約款 5 条 7 号<sup>3</sup>)に該当する可能性もあり、その場

<sup>1</sup> 様々な業界においては、業界団体が主体となりサービスの現場等における対応や留意点についてまとめたガイドラインが存在します。宿泊業に関しては、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン (第 2 版)」も発行されており、宿泊事業者は、宿泊客に共有スペース等でのマスクの着用を要請することとされています。

<sup>2</sup> 登録ホテル・旅館においては、宿泊約款を作成し、観光庁長官に届け出ることが義務付けられており(国際観光ホテル整備法 11 条 1 項、18 条 2 項)、当該宿泊約款が接客待遇上不適当であり、特に必要がある場合には、観光庁長官による変更が求められ、変更の届出をしない場合には、30 万円以下の罰金に科される可能性があるため(同法 53 条 1 号、11 条 1 項、2 項、18 条 2 項)、当該登録ホテル・旅館はモデル宿泊約款の内容に沿った宿泊約款を作成しています。また、登録ホテル・旅館以外のホテルや旅館においても、モデル宿泊約款の内容に沿った宿泊約款を作成していることが一般的です。モデル宿泊約款の詳細については右記のサイトをご参照ください(<https://www.mlit.go.jp/common/000164600.pdf>)。

<sup>3</sup> そのほか、宿泊拒否事由として「宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しく

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

合宿泊施設は当該未着用者の宿泊を拒否することができると考えられます。

しかし、そのような行為はなくマスク未着用又は着用を拒否しただけではこれらの規定に該当せず、宿泊事業者としては、このようなマスク未着用等の客の宿泊は法令上拒めないということになります。

## (2) 特約の有効性及び指示に応じない宿泊客への対応

モデル宿泊約款では、1条2項に「当ホテル（館）が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。」とあり、宿泊客からの要望に応じた特約が宿泊約款に優先すると解することができます。この点、逆に宿泊施設側が、マスクの未着用者の宿泊拒否を特約として設ける場合に同特約は有効か否かが論点となり得ますが、旅館業法において、宿泊拒否が例外的に認められているに過ぎないことや、現行のモデル宿泊約款5条に規定する宿泊拒否事由に照らしても、そうした特約は法令及び慣習に反しない範囲とはいいいくようにも思われるところであり、単にマスクを着用していないことをもって宿泊拒否事由とするという特約は有効性に疑問の余地があるように思われます。

なお、宿泊施設が、マスク未着用又は着用を拒否した宿泊客の宿泊を拒否することができる場合において、当該未着用者が宿泊施設による退去要求に応じず退去するのに必要な合理的な時間が経過した場合には、不退去罪（刑法130条後段）となる余地があります。また、退去要求に対して、従業員に暴力をふるった場合には暴行罪（刑法208条）や傷害罪（刑法204条）が、暴力や過度の暴言を吐き、旅館業務を妨害した場合には、威力業務妨害罪（刑法234条）が成立することも考えられます。

## 2. 今後の動向

現在、旅館業法は改正に向けた対応が行われており、宿泊客のマスク未着用に対する対応についても、令和4年10月7日に閣議決定がされた旅館業法の改正案に盛り込まれています。具体的には、同法改正案において、宿泊施設は宿泊者に対し特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができること、宿泊者が正当な理由なく体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じないときは宿泊を拒むことができることが定められています。このことから、同改正案がこのまま成立した場合、特定感染症との関係では、宿泊客が無症状であったとしても、正

---

は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。」（モデル宿泊約款5条3号）という定めがありますが、これは、旅館業法5条2号に相当するものであり、売春・麻薬密売・密貿易・詐欺・窃盗に加え、著しく粗野もしくは乱暴な言動で他の客に迷惑をかけるおそれがある場合などが含まれると解され（軽犯罪法1条13号参照）、マスク着用拒否をもって当該事由に該当すると解することは難しいように思われます。また、「天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。」（モデル宿泊約款5条8号）との定めもありますが、ここでの「やむを得ない事由」とは、宿泊を引き受けることが客観的に不能である場合を指すと解されていますので、同条項もマスク未着用又はマスクの着用を拒否する客の宿泊を拒む根拠と解することは難しいように思われます。

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

当な理由なくマスク着用や手指消毒といった感染対策に協力せず、健康状態確認の求めに応じなければ宿泊拒否ができるものと考えられます。旅館業法改正案は、成立した場合、公布の日<sup>4</sup>から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行される予定であり、施行後は、マスク未着用者に対する宿泊拒否に係る考え方が大きく変わる可能性があるため、今後の動向に注意が必要です。

### Ⅲ. 飲食業

#### 1. 入店や利用の拒否

旅館業の規律が及ぶホテルや旅館等と異なり、飲食店に関しては、客の入店や利用を拒否することを制約する法令は存在しません。したがって、飲食店は、客による飲食の申込みに対し、それに応じるに際して一定の条件を付すことは何ら妨げられるものではなく、マスクの着用を拒む客がいる場合、そうした客の利用を拒んだり、退店させたりすることも可能です。

#### 2. 入店や利用の拒否によるトラブル

1. で記載したとおり、客がマスクの着用を拒む場合、飲食店がこうした客の入店や利用を拒否することは法令に違反するものではありません。もっとも、こうした対応は客との間でトラブルを引き起こすことが多いため、注意が必要です。

例えば、入店時にはマスクの着用を求める旨が客に分かる態様で表示されていたとは言えない状況において、店員が入店した客に会話時のマスク着用をお願いしたところ、これに従わなかったため、退店してほしいといった指摘を行う状況が考えられ、それに対して客から、マスク着用を厳格に求められるのであれば入店しなかった、飲食店側も客のマスク着用を黙認していた旨の反論がなされ、トラブルがこじれる可能性があります。こうした事態に備え、飲食店としては、客とのトラブルを未然に防ぐ観点から、マスクを着用しない客に対しては飲食の提供を行わないこととする場合、店舗の入口等において、マスクの着用を求める旨を明確に掲示しておくことが望まれます<sup>5</sup>。

なお、客がマスクの着用を拒んだために飲食店が入店や利用を拒否したり、退店を求めたりしたにも拘わらず、当該客が従わないというトラブルも考えられます。実務上の対応としては、原則として客が従うまで説得に努めることとなりますが、法的な整理として、こうした客に関しては、Ⅱ-1-(2)で触れた宿泊施設での場合と同様、管理権者の意思に反する立ち入りを行ったとして、建造物侵入罪や不退去罪が成立す

<sup>4</sup> 本執筆日現在公布の日は確定しておりません。

<sup>5</sup> なお、飲食店は、ホテルや旅館等の宿泊施設内に開設されている場合もありますが、こうした場合であっても、当該飲食店は客を宿泊させる主体ではないことから、上記Ⅱで行ったような旅館業法5条の適用の有無に係る検討は不要と考えられます。

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

る余地があるほか、店内で暴れたり過度の暴言を吐いたりした場合には、威力業務妨害罪が成立する余地もあると考えられます。

加えて、飲食店が客に対してマスクの着用を求める場合、健康上の理由等の正当な理由でマスクを着用することが難しい客が来店する可能性もあることには留意が必要です。こうした客が来店した場合にどのような対応をとるかは個々の状況に応じた検討が必要となりますが、そうした状況においても拘子定規にマスクの着用を拒む場合には入店や利用を拒むこととした場合、不合理な対応であり配慮に欠けているといった社会的な批判を受ける可能性もあることから注意が必要です。

#### IV. 公共交通機関<sup>6</sup>

##### 1. 航空機

###### (1) 航空法

航空法では、「航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反する行為（以下「安全阻害行為等」という。）をしてはならない。」（航空法 73 条の 3）とされており、機長は、航空機内で安全阻害行為等を行った者に対し、降機等の措置を講ずることができる（同法 73 条の 4 参照）とされています。マスクを着用していないことが直ちに「航空機内の秩序を乱す」ということにはならないと考えられますが、マスクの着用を拒むことによって乗務員の業務の執行を妨げた場合には、機内の秩序が乱されたとして、安全阻害行為等に当たり得ると考えられ、その場合機長による降機等の措置を講じることができるようになります<sup>7</sup>。

###### (2) 運送約款

航空機の機内におけるマスクの着用拒否に関しては、航空法に加え、航空会社各社が旅客と航空会社との間で締結される運送契約について定めた運送約款<sup>8</sup>に基づく対応が考えられます。

一例として日本航空株式会社（「日本航空」）の国内旅客運送約款<sup>9</sup>を取り上げると、会社は、旅客が「感染症又は感染症の疑いがある場合」（日本航空国内旅客運送約款

<sup>6</sup> ここでは、公共交通機関のうち、事業者とマスクの着用を拒む乗客との間のトラブルが広く報道された実績のある航空機及びバス・タクシーを取り上げています。

<sup>7</sup> 近時、航空機内でマスク着用を拒否して客室乗務員とトラブルとなり、緊急着陸させたなどとして、威力業務妨害や傷害等の罪で起訴されたケースがありました。検察側は論告で懲役 4 年を求刑した旨が報道されており、本レター執筆日現在判決には至っておりませんが、今後の動向が注目に値する案件として挙げられます。

<sup>8</sup> 運送約款については国際運送約款と国内旅客運送約款が存在しますが、本稿では国内旅客運送約款について詳述します。

<sup>9</sup> 日本航空の国内旅客運送約款は右記のサイトにて確認可能です（<https://www.jal.co.jp/ja/dom/yakka/n/220920/>）。

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

16条1項3号ハ)や「他の旅客に不快感を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある場合」(同号ホ)、「会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合」(同号チ)等に旅客の搭乗を拒絶し、又は降機させることができるとされており(同項本文)、同種の規定が全日本空輸株式会社の国内旅客運送約款<sup>10</sup>の18条に規定されています。したがって、少なくとも、航空会社の乗務員が、マスクを着用していない者に対してマスクの着用を再三促したうえでもなお、その注意に従って当該旅客がマスクを着用しない場合には、これらの規定における「会社係員の…指示に従わない場合」に該当し得ると考えられ、航空会社としては、当該旅客の搭乗を拒絶又は降機させることができると解釈できる余地があるように思われます。

## 2. 路線バス・タクシー

### (1) 道路運送法

以下では、道路を用いた旅客運送事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法3条1号イ)である路線バス及び一般乗用旅客自動車運送事業(同法3条1号ハ)であるタクシーに主眼を置いて検討します。

道路運送法13条は、「一般旅客自動車運送事業者(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。)は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。」と規定しており、同条各号に当たらなければ、原則として運送の引受けを拒絶できないこととされています。但し、旅客自動車運送事業運輸規則13条5号には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号)に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(同法7条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法19条又は20条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法8条(同法7条において準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者」の運送の引受けを拒絶することができるとの定めがおかれています。このことから、少なくとも、新型コロナウイルス感染症等に感染している旨の医師の診断書の提示を受け、当該感染症の患者であることが認められる場合には同号に基づいて乗車を拒むことができると考えられます。

### (2) 運送約款

一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業に関して定められている標準運送約款には、「当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき」(同約款4条4号)や「旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ

<sup>10</sup> 全日空の国内旅客運送約款の詳細については以下のサイトをご参照ください (<https://www.ana.co.jp/ja/jp/guide/terms/dom-conditions-of-carriage/>)。

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき」（同条 11 号）は、運送の引受け又は継続を拒絶することがある旨規定されていますが、マスクを着用しないからといって直ちに「公の秩序若しくは善良の風俗」に反しているとは言い難く、また、感染症の所見のある者ということもできないと考えられることから、同約款の規定によっては、マスクの着用を拒む者の乗車拒否をすることはできないと考えられます。但し、路線バス事業やタクシー事業を営む事業者の中には、運送約款において、運転手は、マスクの着用をしない乗客に対し、その理由を聴取した結果、正当な理由ではないと認めるときは、マスクの着用を求めることができ、これに応じず、他の人の安全や健康に危害を及ぼすおそれのある場合には、運送の引受けの拒絶ができるといった旨を約款に記載している会社もあります<sup>11</sup>。こうした規定が約款に設けられている場合、マスクの着用を拒む客から乗車を希望されたとしても、当該約款の規定に則り、道路運送法 13 条 1 号に基づいて、正当に拒否することが可能と考えられます<sup>12</sup>。

## V. 旅行業

旅行業に関する基本的な法令である旅行業法には、マスクの着用を拒む旅行者に対する旅行業者の対応に関して直接的に定めた規定は特に見当たりません。但し、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部 17 条 1 項 3 号において、「旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき」には、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがある旨規定されているほか、旅行開始後に関しても、「旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき」には、募集型企画旅行契約の一部を解除することがある旨が規定されています（同 18 条 1 項 2 号）<sup>13</sup>。この点、旅行業において標準旅行業約款は広く用いられており<sup>14</sup>、旅行者がマスクの着用を拒む場合、標準旅行業約款を用いている旅行業者としては、当該約款の規定等をもとに、旅行契約を解除し、当該旅行者の旅行を中止することが考えられます。

<sup>11</sup> 一例として、日の丸交通株式会社の運送約款 4 条の 4。同社の運送約款は以下にて確認可能です（<https://hinomaru.tokyo/images/home/news27.pdf>）。

<sup>12</sup> 近時、路線バス事業者の運転手がマスクの着用を拒んだ乗客を運行の途中で降車させた行為について、中部運輸局が道路運送法違反で行政処分を行った事案があったことが報道されています。同事案の正確な事実関係は明らかではありませんが、報道による限り、少なくとも同事案は、同事業者の運送約款において乗客がマスクの着用を拒む場合の取扱いに係る定めがおかれたうえで、同定めに基づいた対応がとられた事案ではないものと考えられます。

<sup>13</sup> 受注型企画旅行においてもこれらと同様の規定が設けられています（標準旅行業約款・受注型企画旅行の部 17 条 1 項 2 号、18 条 1 項 2 号）。

<sup>14</sup> 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取り扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならないが、かつ、観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示する標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めたときは、その旅行業約款は観光庁の認可を受けたものとみなされる（旅行業法 12 条の 2、12 条の 3）とされています。

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

## VI. おわりに

以上のとおり、観光ビジネスを担う様々な事業のうち、宿泊業や公共交通機関においては、法令上、各事業者が行う役務の提供を拒否し得る場合が制限されており、客がマスクの着用を拒む場合に直ちに役務の提供を拒むことは困難です。もっとも、宿泊業に関しては、現在検討されている旅館業法の改正により、当該点にかかる規律が変更される可能性があるほか、公共交通機関においても、約款においてマスクの着用を拒む利用客が現れた場合における対応を定めることで、約款所定の対応を行ったうえでも、利用客が事業者の要請に従わない場合には、当該利用客への運送役務の提供を拒否するという対応をとることができる可能性があります。

他方で、飲食業に関しては、事業者が飲食の提供を拒否し得る場合に係る制限は原則として存在せず、飲食店と客との関係は、いわゆる契約自由の原則によって規律されます。したがって、拒否の態様や内容については慎重な判断が必要であるものの、マスクの着用を拒む客に対しては、事業者側の判断で入店の拒否や退店の要請ができることとなります。また、旅行業においても、マスクの着用を拒む旅行者が現れた場合、標準旅行業約款の規定をもとに当該旅行者の旅行を中止するといった対応が考えられます。

新型コロナウイルス感染症による打撃からの復興期にある現在の観光ビジネスにおいては、マスクの着用を拒む客が現れる事態は十分想定され、事業者側はこうした事態に備えておくことが必要となります。この点、上記のとおり、マスクの着用を拒む客が現れた場合の対応に係る法的な整理は、同じ観光ビジネスの中でも事業分野によって大きく異なるため、各事業者としては、法令や各種官公庁が発出するガイドラインに日ごろから留意するとともに、必要に応じて約款等の改定も視野に入れた検討及び前もった対応を行うことが望まれます。

本稿が少しでも事業者の皆様のこうした検討の一助になることができれば幸いです。

## NEWS

## ▶ ジャカルタオフィス開設のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、インドネシア・ジャカルタにおいて、2023年1月を目途に、新たな提携先となる法律事務所（ATD Law）との業務提携を開始することにより、ジャカルタオフィスを開設することを決定いたしました。

インドネシアは、ASEAN 諸国の中でも、最大の人口を擁する国家であり、日系企業を含む海外企業・投資家による関心が引き続き非常に高い国です。海外製造拠点としての重要性に加えて、近時は、金融・テクノロジー・医療・物流・運送サービス等を中心にイノベーションが起きている業務分野への投資など投資対象の関心も多様化しており、今後も巨大な消費マーケットに裏打ちされた各種産業の多様化・深化が見込まれます。



## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

これまで、当事務所は、既存の各拠点から、インドネシアに関する様々な先駆的の案件に関与して参りましたが、今般、国境を越えた往来が復活し、インドネシアへの投資案件もさらに増加することが見込まれるこのタイミングで、インドネシア現地におけるサービスの提供体制をより一層強化すべく、ATD Law との業務提携により、ジャカルタオフィスを開設することを決定いたしました。

ATD Law は、Abadi Abi Tisnadisastra インドネシア法弁護士 (Abi 弁護士) が代表を務めるインドネシアの現地法律事務所です。Abi 弁護士は、弁護士として 20 年以上の経験を有し、インドネシア現地のリーガルマーケットにおいても非常に高い評価を得ている弁護士であり、日系企業クライアントを含む国際的なクライアントの M&A/コーポレート/金融/通信/テクノロジー分野の案件について多くの実績を有しています。

ATD Law は、インドネシアの独立した法律事務所として本日より業務を開始しております。2023 年 1 月を目途に、ATD Law と弊事務所とは業務提携を開始し、ATD Law in association with MHM という形で、弊事務所ジャカルタオフィスとしての業務を開始することを予定しております。

また、ジャカルタオフィスには、コーポレート/M&A の各分野、特にインドネシア案件を多く取り扱ってきており、過去にインドネシア駐在経験もあるシンガポールオフィスパートナーの竹内 哲 弁護士が駐在することに加えて、日本法弁護士 (アソシエイト) が駐在いたします。ジャカルタオフィスとして業務を開始するタイミングにて、これらの日本法弁護士も駐在することを予定しております。

ジャカルタオフィスの正式な開設日及び住所等の詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com